

小国町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月24日

小国町長 紅科 洋一

小国町規則第 16 号

小国町長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

小国町長の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和53年小国町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (8) 白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例（令和8年小国町条例第17号）に規定する白い森おぐに総合文化センターの管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。